

一般財団法人岐阜県身体障害者福祉協会リフト付き福祉バス運行要綱

(目 的)

第 1 条 障がい者の社会参加活動の促進等を図るため、障がい者の団体等が利用しやすい移動手段を提供することを目的として、リフト付き福祉バス（以下「福祉バス」という。）を運行する。

(利用基準)

第 2 条 福祉バスを優先的に利用できる障がい者の団体等は、利用人員が障がい者等を中心に、おおむね 20 人以上 51 人以内であって、岐阜県内の障害者団体又は、障害者福祉施設及びその他岐阜県身体障害者福祉協会会長（以下「会長」という。）が利用対象として適当と認めるもの（以下「優先利用対象者」という。）とする。ただし、「優先利用対象者」の利用を妨げない範囲においてそれ以外のものも利用できるものとする。

(利用申込及び利用決定)

第 3 条 優先利用対象者であって、福祉バスの利用を希望するもの（以下「利用希望者」という。）は、利用希望日の属する月の 1ヶ月前の月の初日から、利用希望日の 1ヶ月前までに岐阜県身体障害者福祉協会又は、岐阜乗合自動車株式会社団体営業支店へ申し込むものとする。

2 優先利用対象者以外の者は、利用希望日の 3ヶ月前から申し込むことができる。

(乗車定員について)

第 4 条 乗車定員は以下のとおり。

- ・通常時 5 1 人乗（正席 4 5 席、補助席 6 席） 1 1 列シート
- ・車いす 2 台装着時 4 1 人乗（正席 3 3 席、車いす 2 席 補助席 6）
- ・車いす 4 台装着時 3 9 人乗（正席 2 9 席、車いす 4 席 補助席 6）

車いすの装着数は、利用の 3 日前までに必ず連絡するものとする。なお、当日の変更は受けない。

(利用日数及び利用時間)

第 5 条 1 回の利用日数は、2 日以内とする。ただし、本会が主催又は共催する行事及び、利用対象者の妨げとならない範囲で会長が必要と認める行事についてはこの限りではない。

2 利用開始時間及び終了時間の基点は出庫時間及び入庫時間とする。

(利用料)

第 6 条 福祉バスの利用料は、シーズン・曜日・行き先によって変動するので、営業担当者に相談する。

2 利用者は、利用後すみやかに、岐阜乗合自動車株式会社の所定の金融機関に振り込むものとする。

3 次の各号に掲げるものは利用者の負担とする。

(1) 福祉バス運行中の有料道路通行料、駐車料及びこれらに準ずる経費

(2) 2日間連続使用の場合で、運転手が現地で宿泊する必要がある場合の運転手の宿泊料

(3) バスガイドの乗務を希望する場合は、そのガイド料

(その他)

第7条 この要綱に定めることのほか、福祉バスの運行に必要な事項は会長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年9月29日から施行する。

この要綱は、令和2年12月25日から施行する。